

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成 13 年教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（電子図書館）

第 17 条の 2 条例第 2 条第 5 号の規定に基づく電子図書館業務は次のとおりとする。

- (1) 電子書籍の貸出し
- (2) 行政資料の収集及び提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、電子図書館に必要な業務

2 電子図書館の利用時間及び休館日は、第 2 条及び第 3 条の規定を適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

電子図書館の利用に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (下線部は改正部分)

○熊本市立図書館設置条例施行規則 (平成13年教育委員会規則第19号)

改正後 (案)	現行
<p>(移動図書館)</p> <p>第17条 条例第2条第4号の規定に基づく移動図書館業務を行うため、必要な箇所にステーションを設置する。</p> <p>2 ステーションの設置場所及び巡回日時は、委員会が別に定める。</p> <p>3 移動図書館において、図書館資料を貸し出す場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「2週間以内」とあるのは、「次の巡回日まで」とする。</p> <p><u>(電子図書館)</u></p> <p><u>第17条の2 条例第2条第5号の規定に基づく電子図書館業務は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 電子書籍の貸出し</u></p> <p><u>(2) 行政資料の収集及び提供</u></p> <p><u>(3) 前各号に掲げるもののほか、電子図書館に必要な業務</u></p> <p><u>2 電子図書館の利用時間及び休館日は、第2条及び第3条の規定を適用しない。</u></p>	<p>(移動図書館)</p> <p>第17条 条例第2条第4号の規定に基づく移動図書館業務を行うため、必要な箇所にステーションを設置する。</p> <p>2 ステーションの設置場所及び巡回日時は、委員会が別に定める。</p> <p>3 移動図書館において、図書館資料を貸し出す場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「2週間以内」とあるのは、「次の巡回日まで」とする。</p> <p><b>【新規】</b></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。